

豊能町広告事業掲載基準

(趣旨)

- 1 この基準は、豊能町広告事業要綱(以下「要綱」という。)第3条第2項に規定する広告事業の範囲に係る基準を定めるものとする。

(業種又は業者)

- 2 次の業種又は業者の民間広告(以下「広告等」という。)は掲載しない。なお、広告等を掲載中であっても、次の業種又は業者に該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当するもの
- (2) 消費者金融・高利貸しに係るもの
- (3) たばこに係るもの
- (4) ギャンブルに係るもの(宝くじに係るものを除く)
- (5) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- (6) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更正手続中のもの
- (7) 町の指名停止措置を受けているもの又は町の指名停止要綱に該当する行為を行ったもの又は不利益処分(違法又は不適当な行為によるものである場合に限る)を受けているもの

(掲載基準)

- 3 掲載する広告等は、次のとおりとする。

なお、町は広告等ごとに、その具体的な内容を判断するものとし、その上で修正・削除等が必要な場合は、広告主又は広告代理店(以下「広告主等」という。)に依頼できるものとする。広告主等は正当な理由がない場合は、修正・削除に応じなければならない。

- (1) 次のいずれかに該当するものは掲載しない。

法令等で製造、販売等が禁止されている商品、許可等を受けていない商品、粗悪品その他掲載することが不適当と認められる商品、又はサービスを提供するもの

他の者をひぼうし、中傷し又は排斥するもの又はそのおそれのあるもの
町の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの又はそのおそれのあるもの

不当な差別等人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの
宗教団体による布教推進を主目的とするもの又はそのおそれのあるもの
非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与える
もの又はそのおそれのあるもの

広告する商品等とは無関係に裸体姿等によって単に目立たせるもの
次のいずれかに該当するものであって、青少年にとって有害であると認められるもの

ア 性的感情を著しく刺激するもの

イ 犯罪を著しく誘発するおそれのあるもの

ウ 粗暴性、残虐性を著しく助長するもの

(2) 消費者の利益の確保及び公正な競争の観点から、次の表示(表現)を含む広告は掲載しない。

実際よりも、又は競争事業者のものよりも、著しく優良又は有利であると消費者に誤認される表示(不当表示)

(合理的な根拠を示す資料がない場合は不当表示とみなす。)

その他、消費者に誤認されるおそれのある表示

射幸心をあおる表現